平成２３年（フ）第１３号
岐阜市山県岩958番地
債務者　早川　　均
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
岐阜市山県岩958番地
債務者　早川　貞子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１４号
岐阜市六条片田１丁目24番12号
債務者　髙井　政彦
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
佐賀県佐賀市城内２丁目４番１号
債務者　執行　隆徳
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥飼亜由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７号
北海道北見市美山町60番地22　浅野祐從方
債務者　木原　美和
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
さいたま市南区松本２丁目13番８号　松本第一ハイツ104、旧住所さいたま市南区内谷１丁目11番15号212
債務者　谷澤　　修
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
さいたま市南区松本１丁目19番６号
債務者　桑原　和代
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
さいたま市西区大字指扇領別所109番地30
債務者　河野　弘和
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
埼玉県幸手市栄６番９―304号
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５４号
さいたま市大宮区三橋１丁目1241番地３　コーポ名香山101号
債務者　平原　　昭
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８１号
さいたま市岩槻区東岩槻２丁目２番地14　プラザサンフォート302号室
債務者　鈴木　規弐
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３６号
埼玉県蕨市南町３丁目９番15号
債務者　野原　隆行
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５１号
さいたま市見沼区東大宮３丁目６番地２　C―307
債務者　佐藤　克彦
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９４号
埼玉県北本市大字下石戸上1920番地31　北本ハイツ203
債務者　櫻井　祥治
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９８号
埼玉県志木市中宗岡２丁目17番36号　オバタハイツ101号
債務者　薄井みな子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
千葉県香取郡神崎町郡1127番地１　シティハイムリッチⅡ202
債務者　渡辺　利幸（旧姓本宮）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第１６７号
新潟市西蒲区旗屋66番地
債務者　増田　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部